

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公表番号】特表2019-533093(P2019-533093A)

【公表日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2019-515481(P2019-515481)

【国際特許分類】

D 0 2 G	3/48	(2006.01)
B 6 0 C	9/00	(2006.01)
B 6 0 C	13/00	(2006.01)
B 6 0 C	17/00	(2006.01)
D 0 2 G	3/04	(2006.01)
D 0 2 G	3/26	(2006.01)

【F I】

D 0 2 G	3/48	
B 6 0 C	9/00	G
B 6 0 C	13/00	E
B 6 0 C	17/00	B
D 0 2 G	3/04	
D 0 2 G	3/26	

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月8日(2020.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

補強要素(45)であって、組立体(49)を含み、  
前記組立体(49)は、

- ・芳香族ポリアミド又は芳香族コポリアミド製のマルチフィラメント・ストランド(46)と、  
・ポリエステル製のマルチフィラメント・ストランド(48)と、

で構成され、

前記2本のストランド(46、48)は、互いにらせん状に巻き付けられ、前記補強要素(45)は、撚り平衡化され、前記補強要素(45)の撚り係数Kは、5.5から6.5までの範囲であり、Kは、式

$K = (R \times T_i^{1/2}) / 957$ により定義され、

ここでRは、撚り毎メートルで表された前記補強要素(45)の撚りであり、T<sub>i</sub>は、テックスで表された前記補強要素(45)の前記マルチフィラメント・ストランドの番手の合計であることを特徴とする、補強要素(45)。

【請求項2】

前記補強要素(45)の前記撚り係数Kが、値5.5を除外して5.5から6.5まで、好ましくは5.6から6.1、より好ましくは5.9から6.1までの範囲であることを特徴とする、請求項1に記載の補強要素(45)。

【請求項3】

前記補強要素（45）の撓りが、275から365撓り毎メートル、好ましくは275から350撓り毎メートル、より好ましくは300から330撓り毎メートルの範囲であることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の補強要素（45）。

【請求項4】

前記補強要素（45）の初期引張りモジュラスが、5.0から10.5cN/テックス、好ましくは5.7から8.5cN/テックス、より好ましくは6.2から7.8cN/テックス、さらにより好ましくは6.8から7.5cN/テックスの範囲であることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれか一項に記載の補強要素（45）。

【請求項5】

前記補強要素（45）の最終引張りモジュラスが、14.0から21.5cN/テックス、好ましくは15.0から19.0cN/テックス、より好ましくは15.8から18.5cN/テックス、さらにより好ましくは16.6から17.9cN/テックスの範囲であることを特徴とする、請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の補強要素（45）。

【請求項6】

初期モジュラスに対する最終モジュラスの比が、2.10から2.75、好ましくは2.15から2.45、より好ましくは2.20から2.40、さらにより好ましくは2.25から2.40の範囲であることを特徴とする、請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の補強要素（45）。

【請求項7】

エラストマー複合体（36）であって、エラストマー組成物に埋設された請求項1～請求項6のいずれかに記載の少なくとも1つの補強要素（45）を含むことを特徴とする、エラストマー複合体（36）。

【請求項8】

少なくとも1つのカーカス・プライ（34）を含むカーカス補強体（32）を含むタイヤ（10）であって、前記カーカス・プライ（34）が、請求項7に記載のエラストマー複合体（36）から得られることを特徴とする、タイヤ（10）。

【請求項9】

前記カーカス補強体（32）は、単一のカーカス・プライ（34）を含むことを特徴とする請求項8に記載のタイヤ（10）。

【請求項10】

ランフラット用に設計された請求項8または請求項9に記載のタイヤ（10）。